

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第950号

2019年（平成31年）1月10日

藤沢市教育委員会
委員長 平岩 多恵子 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

児童生徒の事故措置に係るコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）12月25日付けで諮問（第950号）された児童生徒の事故措置に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の災害共済給付制度は、小学校、中学校及び特別支援学校（以下「小中特別支援学校」という。）の管理下における児童生徒等の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生した際、小中特別支援学校の設置者（市）が、センターとの間に締結する児童生徒に係る災害共済給付契約により、当該医療費・障害見舞金・死亡見舞金（以下「給付金」という。）の申請・給付を行っている。

センターでは、2005年（平成17年）4月から事務の省略化、効率化により、保護者等に給付するまでの迅速化を図るため、災害共済給付オンライン請求システム（以下「システム」という。）が導入され、2007年（平成19年）1月1日から独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書の一部改正により、給付金の請求及び支払通知はシステムにより行うこととされた。

藤沢市では、学校にパソコンやインターネット環境が整っていなかったため、学校が行うべきオンラインによる手続の過程を教育委員会

(学務保健課)が代わって行っていた(同課からセンターへのオンライン申請については、2007年(平成19年)3月8日付け第244号で答申済み。)が、2014年(平成26年)3月から、市立中学校19校及び特別支援学校1校、計20校に校務用パソコンとインターネット環境が整備され、学校からの申請環境が整ったため、2015年(平成27年)から市立中学校・特別支援学校20校については、システムを利用した申請に移行している。(2014年(平成26年)6月12日付け第665号で答申済み。)

なお、災害報告書、医療等の状況、調剤報酬明細書の紙媒体については、学校から学務保健課にシステムで申請された内容に誤りがないかを確認するために必要であり、オンライン上に入力していない内容についても、センターにおける審査では必要であることから、学校から学務保健課を経由して、センターに送付している。

2019年(平成31年)に市立小学校における校務用パソコンの設置率が100%になる予定であり、学校がシステムを利用し、学務保健課に申請手続を行うことになるから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア 学校におけるコンピュータ処理の必要性

2015年(平成27年)に市立小学校35校に校務用パソコンの設置が開始され、2018年(平成30年)に約77%、2019年(平成31年)には100%になる予定であることを受け、これまで学務保健課が行っていた本来学校が行うべき学務保健課へのシステムを利用した申請手続を、学務保健課から市立小学校に移行するため、コンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理を行う情報

(ア) 災害報告書の次の情報

- a 被災児童生徒の在籍学校名、学校所在地・学校長氏名、氏名、フリガナ、学年、組、生年月日、性別
- b 保護者等(受給者)氏名
- c 災害発生場所に係る情報
- d 災害発生の場合に係る情報
- e 災害発生の年月日、曜日、時間
- f 災害発生の状況に係る情報
- g 応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して小中特別支援学校側のとった措置状況に係る情報
- h その他参考となる事項に係る情報

(イ) 災害継続報告書の次の情報

- a 被災児童生徒の在籍学校名、学校所在地・学校長氏名、氏名、フリガナ、学年、組、生年月日、性別
- b 保護者等(受給者)氏名
- c 災害発生日

- d その他参考となる事項に係る情報
- (ウ) 医療等の状況の次の情報
 - a 被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月
 - b 負傷の部位
 - c 傷病名
 - d 診療開始日に係る情報
 - e 診療実日数
 - f 転帰に係る情報
 - g 入院に係る情報
 - h 診療報酬請求点数等に係る情報
 - i 各種医療証を使用した際の確認として，記入者，保険の種類，自己負担額
 - j 公費負担医療制度利用に係る情報
- (エ) 医療等の状況(入院分(自由診療))の次情報
 - a 被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月
 - b 傷病名
 - c 負傷の部位
 - d 診療開始日
 - e 診療実日数
 - f 転帰に係る情報
 - g 入院に係る情報
 - h 合計点数に係る情報
- (オ) 医療等の状況(入院外分(自由診療))の次の情報
 - a 被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月
 - b 傷病名
 - c 負傷の部位
 - d 診療開始日
 - e 診療実日数
 - f 転帰に係る情報
 - g 合計点数に係る情報
- (カ) 医療等の状況(歯科分(自由診療))の次の情報
 - a 被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月
 - b 傷病名
 - c 負傷の部位
 - d 診療開始日
 - e 診療実日数
 - f 転帰に係る情報
 - g 合計点数に係る情報
- (キ) 医療等の状況(柔道整復師)の次の情報
 - a 被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月
 - b 傷病名
 - c 負傷の部位

- d 転帰に係る情報
- e 施術開始の年月日，施術終了の年月日，施術実日数
- f 合計点数に係る情報
- (ク) 医療等の状況（はり師・きゅう師）の次の情報
 - a 被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月
 - b 傷病名
 - c 負傷の部位
 - d 医師の同意の有無
 - e 転帰に係る情報
 - f 施術開始の年月日，施術終了の年月日，施術実日数
 - g 合計点数に係る情報
- (ケ) 訪問看護明細書の次の情報
 - a 被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月
 - b 主たる傷病名
 - c 指示年月日，訪問開始年月日，実日数
 - d 訪問終了の状況に係る情報
 - e 合計金額に係る情報
- (コ) 治療用具・生血明細書の次の情報
 - a 被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月
 - b 傷病名
 - c 初診年月日
 - d 装具装着，生血使用年月日
 - e 装具装着，生血に要した費用
- (カ) 調剤報酬明細書の次の情報
 - a 被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月
 - b 合計点数
 - c 公費負担医療制度利用に係る情報
- (シ) 障害報告書の次の情報
 - a 被災児童生徒の氏名，フリガナ，学年，性別
 - b 保護者等（受給者）氏名
 - c 障害の原因となった負傷，疾病の発生日，発生時刻
 - d 障害の状況
 - e 当初の傷病名
 - f 初診日
 - g 傷病の治ゆ又は症状固定日
 - h 療養期間
 - i 障害種類の選択
 - j 障害診断書の傷病名
 - k 傷病部位の選択
 - l 受傷後から障害までの経過
 - m 医療機関の住所
 - n 医療機関名

- o 医師の氏名
 - (ス) 死亡報告書の次の情報
 - a 被災児童生徒の氏名，フリガナ，学年，性別
 - b 保護者等（受給者）氏名
 - c 死亡の原因となった負傷，疾病の発生日，発生時刻
 - d 死亡の状況
 - e 当初の傷病名
 - f 死亡年月日
 - g 死亡した場所
 - h 死亡診断書又は死体検案書の「直接死因」
 - i 受傷後から死亡までの経過
 - j 医療機関の住所
 - k 医療機関名
 - l 医師の氏名
 - m 在籍校に係る情報
 - (セ) 医療費支払請求書
被災児童生徒の在籍学校名，氏名，学年，性別，災害発生日月，傷病名，給付金請求額
 - (ソ) 障害見舞金支払請求書
被災児童生徒の在籍学校名，氏名，学年，性別，災害発生日月，障害の状況
 - (タ) 死亡見舞金支払請求書
被災児童生徒の在籍学校名，氏名，学年，性別，災害発生日月，死亡の原因
- ウ 安全対策について
- (ア) 運用面について
 - a 学校
 - (a) 各学校は，センターから付与されたユーザーIDを使用し，各学校でパスワードを設定する。この情報を使用するのは，災害共済給付業務担当職員（管理職を含む3から4名）のみに限定する。また，市教育委員会が策定した災害共済給付業務個人情報取扱要領に基づき申請業務を行う。
 - (b) 藤沢市立学校は，情報セキュリティ規程に基づき，学校での申請業務を行う。
 - (c) 情報管理責任者は校長とする。
 - b センター
 - (a) システムはインターネット上では，認証局（デジサート社）の「TLS方式（トランスポートレイヤーセキュリティ）」による暗号化通信で行われる。
 - (b) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律，電子計算機処理データ保護管理規程を遵守している。
 - (c) センターでは，不正侵入対策，情報漏えい対策，管理証跡

等の情報セキュリティ対策を講じている。

(d) 個人情報保護についての職員研修を実施している。

(e) 守秘義務の徹底を図っている。

(f) 施錠式の保管庫に打ち出したデータの書類を保管している。

(g) 不要帳票は裁断している。

(h) 情報管理責任者は情報化統括責任者とする。

(i) 情報保管方法は、入力画面を印刷した情報を施錠式保管庫に保管している。

(イ) システム使用時

a 学校及び設置者は、インターネットによるシステムへの接続を行い、センターは、プライベートネットワークによるシステムへの接続を行う。

b センターから付与されたユーザーIDを使用し、それにより操作権限のチェックを行う。

c システム上、学校及び設置者のパスワードは、6ヶ月ごとに更新する。

d システム上、学校及び設置者が入力する画面は、画面ごとに20分を経過すると動作が停止し、再度ログインする必要がある。

e システム上、作成したデータをセンター独自のサーバに一時保存又は保存した状態では、確認・修正できるが、確認・修正期間30日と限定されており、当該期間が過ぎると、画面を呼び出し、修正することはできない。

f センターに送信した後は、入力データが残ることはなく、また、自己の作成したデータを画面に呼び出すことができないシステムになっている。

(3) 実施時期

2019年（平成31年）2月1日試行開始予定

(4) 添付資料

ア 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書の一部改正及び災害共済給付オンライン請求システムの利用について（通知）

イ 災害共済給付オンライン請求システム概略図

ウ 災害報告書，災害継続報告書，医療等の状況，医療等の状況（入院分（自由診療）），医療等の状況（入院外分（自由診療）），医療等の状況（歯科分（自由診療）），医療等の状況（柔道整復師），医療等の状況（はり師・きゅう師），訪問看護明細書，治療用具・生血明細書，調剤報酬明細書，障害報告書，死亡報告書，医療費支払請求書，障害見舞金支払請求書，死亡見舞金支払請求書

エ 災害共済給付業務個人情報取扱要領

オ 藤沢市立学校 情報セキュリティ規程

カ 独立行政法人日本スポーツ振興センター情報システム管理規程

- キ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが保有する個人情報の管理規則
- ク 情報セキュリティ対策（センターホームページ「災害共済給付オンライン請求システムについて」より一部抜粋）
- ケ 個人情報取扱事務届出書
- コ 災害共済給付契約書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

2015年（平成27年）に市立小学校35校に校務用パソコンの設置が開始され、2018年（平成30年）に約77%、2019年（平成31年）には100%になる予定であることを受け、これまで学務保健課が行っていた本来学校が行うべき学務保健課へのシステムを利用した申請手続を、学務保健課から市立小学校に移行するため、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2実施機関の説明要旨(2)ウにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 学校の安全対策

- (ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)a(a), (イ)b
- (イ) 情報の改ざんを防止するための措置 (イ)e
- (ウ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (イ)a, (イ)f
- (エ) 日常的な安全対策 (ア)a(b)
- (オ) その他学校の安全対策を高めるための措置 (ア)a(c), (イ)c, (イ)d

イ センターの安全対策

- (ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)b(c)
- (イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (ア)b(a), (ア)b(c)
- (ウ) 日常的な安全対策 (ア)b(b), (ア)b(f), (ア)b(g), (ア)b(i)
- (エ) その他センターの安全対策を高めるための措置 (ア)b(d), (ア)b(e), (ア)b(h)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認

められる。
以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上